監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置の公表

監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置について、佐倉市長及び佐倉市農業委員会会長より通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

監査結果告示日 令和元年12月19日 措置結果告示日 令和2年 2月26日

> 佐倉市監査委員 滝 田 理 佐倉市監査委員 瀬 田 和 俊 佐倉市監査委員 岡 村 芳 樹

令和元年度定期監査及び行政監査(第1回)

監査対象部署

[予備監査及び監査委員監査]

税務部(市民税課、資産税課、収税課)、市民部(市民課、健康保険課、自治人権推進課、根郷 出張所、佐倉市民サービスセンター、ミレニアムセンター佐倉、消費生活センター、市民公益活 動サポートセンター)、福祉部(社会福祉課、高齢者福祉課、障害福祉課)、産業振興部(農政課、 産業振興課、草ぶえの丘)、農業委員会事務局

「書面審査〕

市民部(志津出張所、臼井・千代田出張所、ユーカリが丘出張所、和田出張所、弥富派出所、西 志津市民サービスセンター、志津コミュニティセンター、和田ふるさと館、千代田・染井野ふれ あいセンター)、健康こども部(子育て支援課、児童青少年課、健康増進課、生涯スポーツ課)、 環境部(生活環境課、廃棄物対策課)、都市部(都市計画課、公園緑地課、建築指導課、住宅課、 市街地整備課)、選挙管理委員会事務局

指 摘 事 項 等

デ

措 置 結 果 等

1 指摘事項

(1) 契約事務について

ア 随意契約締結の理由選択誤りについて(健康 保険課、ミレニアムセンター佐倉、高齢者福祉課)

随意契約締結の際、随意契約の根拠となる地方自治 法施行令第167条の2第1項に記載されている理 由の選択誤りが35件(健康保険課1件、ミレニア ムセンター佐倉1件、高齢者福祉課33件)認めら れた。

事務処理要領等マニュアルの徹底及びチェック機能を強化の上、適正な契約事務に努められたい。

1 指摘事項

(1) 契約事務について

ア 随意契約締結の理由選択誤りについて (健康保険課、ミレニアムセンター佐倉)

契約事務処理について、チェック体制の強化を図り、佐倉市契約事務要綱及び随意契約に関する事務処理要領に則った契約事務を徹底し、再発防止に努めてまいります。

(高齢者福祉課)

佐倉市契約事務要綱及び随意契約に関する事務処理要領等に基づき、点検・チェック機能の強化を図り、適正な事務処理を徹底してまいります。

イ 予定価格書及び契約書の作成誤りについて (健 康保険課)

「平成31年度高額療養費支給システム使用契約」に伴い作成された予定価格書について、設計金額を月額契約として算出しているにもかかわらず、

イ 予定価格書及び契約書の作成誤りについて (健 康保険課)

契約事務処理について、点検・チェック機能の一層の強化を図り、佐倉市財務規則に則った適正な事務処理に努めてまいります。

予定価格書の設計金額には総額のみが記載され、月額項目が記載されていなかった。また、予定価格及び決定権者職名の記載がないまま随意契約が締結されていた。

さらに、同契約書の「3.料金」は、取引に係る 消費税及び地方消費税の額を含んでいるにもかかわ らず、「契約月額は同消費税の額を含んでいないた め、支払時において同消費税を加算した額を支払う ものとする」と記載があり、整合性がとれていない。 今後の契約事務に当たっては、慎重を期し、チェッ ク機能を強化の上、適正な予定価格書及び契約書の 作成に努められたい。

ウ 協議書の作成漏れ及び同意書の日付誤りについて(高齢者福祉課)

契約に当たり、佐倉市財務規則第142条第2項の規定により見積書を徴しないときは、佐倉市契約事務要綱第28条第3項の規定により、市が決定する予定価格により協議し、同意書を徴するものと規定されているが、次の「協議書の作成漏れ及び同意書の日付誤り一覧」のとおり、協議書の作成漏れ又は同意書の日付誤りを24件把握した。

協議書の作成漏れ及び同意書の日付誤り一覧

| | 契約案件名 | 協議書 作成漏 れ | 同意書 日付誤 り |
|---|---|-----------------|-----------------|
| 1 | 平成 31 年度佐倉市志津北部地域包括支援センター業務委託 (包括的支援事業等) | 0 | |
| 2 | 平成 31 年度佐倉市志津南部地域包括支援センター業務委託 (包括的支援事業等) | 0 | |
| 3 | 平成31年度佐倉市臼井・千代 田地域包括支援センター業務 委託 (包括的支援事業等) | 0 | |
| 4 | 平成 31 年度佐倉市佐倉地域包 括支援センター業務委託 (包括的支援事業等) | 0 | |
| 5 | 平成 31 年度佐倉市南部地域包 括支援センター業務委託 (包括的支援事業等) | 0 | |
| 6 | 平成31年度佐倉市介護者のつどい業務委託(志津北部圏域) | 0 | |
| 7 | 平成31年度佐倉市介護者のつ どい業務委託(志津南部圏域) | 0 | |
| 8 | 平成31年度佐倉市介護者のつ どい業務委託 (臼井・千代田圏域) | 0 | |
| 9 | 平成31年度佐倉市介護者のつ どい業務委託(佐倉圏域) | 0 | |

ウ 協議書の作成漏れ及び同意書の日付誤りについて(高齢者福祉課)

佐倉市財務規則及び佐倉市契約事務要綱等に基づき、点検・チェック機能の強化を図り、適正な事務 処理を徹底してまいります。

| | 指 | 摘 | 事 | 項 | 等 | | |
|----|--------------------------------|-------|---------|---------|---------|------------|---|
| 10 | 平成31年 | | | 行のつ | \circ | | |
| 10 | とい業務 (根郷・利 | | (富圏域) |) | 0 | | |
| | 平成 31 年 | | | | | | |
| 11 | 工等運営 | | | | \circ | | |
| | (根郷・利 平成 31 年 | | | | | | |
| 12 | 平成 31 平 れあい配1 | | | 一寺へ | 0 | 0 | |
| | (志津北部 | - | 1.710 | | | | |
| | 平成 31 年 | | | 等ふ |) | | |
| 13 | れあい配か (志津南語 | - | | ₹) | 0 | \circ | |
| | 平成31年 | | | | | | |
| 14 | れあい配っ | | | , . | 0 | \bigcirc | |
| 14 | (佐倉・戸 | り郷・臼 | 井南部・ | 千代 | 0 | 0 | |
| | 田地区) 平成 31 年 | 亩// 合 | 七古松之 | 4年と | | | |
| 15 | 平成 31 平 れあい配1 | | | 一寺へ | 0 | 0 | |
| | (根郷・利 | - | |) | | | |
| | 平成 31 年 | | | | 0 | | |
| 16 | 集中支援 | | | 動業 | 0 | \circ | |
| | 務委託(活 平成31年 | | | こ 太刀 並月 | | | |
| 17 | 集中支援 | | | | \circ | \circ | |
| | 務委託(清 | 志津南部 | 圏域) | | | | |
| | 平成 31 年 | | | | | | |
| 18 | 集中支援 [*] 務委託(F | | | | 0 | \circ | |
| | 平成31年 | | | | | | |
| 19 | 集中支援 | チーム員 | 員医師活 | | \circ | \bigcirc | |
| | 務委託(作 | | | - l | | | |
| 20 | 平成31年 集中支援 | | | | 0 | 0 | |
| 20 | 乗中又抜 務委託 (相 | | | | | \circ | |
| | 平成 31 年 | | | | | | |
| 21 | 工等運営 | | 委託 | | \circ | \bigcirc | |
| | (志津南部 | | 七章刃をいげ | ニナー | | | |
| 22 | 平成 31 年 ェ等運営 | | | こカン | 0 | \bigcirc | |
| 22 | (臼井・音 | | | | | | |
| | 平成 31 年 | E度佐倉市 | | カフ | | | |
| 23 | エ等運営 | | 委託 | | 0 | \circ | |
| | (佐倉圏 平成31年 | | 古出汗竺 | 押地 | | | |
| 24 | 平 成 31 年 導短期宿? | | 17工作目 | /土1日 | | \circ | |
| | | | | | | 事務要 | ı |

今後は、佐倉市財務規則及び佐倉市契約事務要綱 を遵守し、チェック機能を強化の上、適正な契約事 務に努められたい。

エ 見積書の誤りについて(高齢者福祉課)

随意契約においては、佐倉市契約事務要綱第15条第5項により、見積書には見積執行日を明記しなければならないと規定されている。

しかし、「介護保険事務用窓付封筒印刷」 について、 見積書に見積執行日が明記されていなかった。

エ 見積書の誤りについて(高齢者福祉課)

佐倉市契約事務要綱に基づき、点検・チェック機能の強化を図り、適正な事務処理を徹底してまいります。

今後は、佐倉市契約事務要綱を遵守し、チェック機能を強化の上、適正な見積書を徴取されたい。

(2) 文書の収受について (農政課)

佐倉市文書管理規程第12条では、同条第3号に 掲げる印刷物等(刊行物、ポスター等をいう。)を除 き、文書及び荷物は、直ちに開封して確認の上、文 書の余白に文書収受印を押印すると規定されてい る。

しかし、補助金の交付申請に係る申請書2件に文 書収受印の押印がなかった。

今後は、佐倉市文書管理規程に基づく適正な文書の取扱いに努められたい。

(3) 佐倉市地区集会所整備事業補助金交付事務について(自治人権推進課)

佐倉市地区集会所整備事業補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき市に提出された申請書に添付された収支予算書について、事業費の歳出金額に誤りがあったにもかかわらず、申請書を収受し、補助金を交付していた。

補助金の交付に当たっては、申請書類の審査に慎重を期されたい。

(4) 佐倉市地域介護予防活動支援事業補助金交付事務について(高齢者福祉課)

佐倉市地域介護予防活動支援事業補助金交付要綱第6条では、同条第2項に規定する書類(団体概要書、参加者名簿、活動計画書、収支予算書、活動場所位置図、見積書(保険料、備品購入がある場合)、会場規約等使用料がわかるもの(会場使用料がある場合)、その他市長が必要と認めるものをいう。)を添付の上、申請することとされている。

しかし、申請書の添付書類のうち、活動場所位置 図の添付漏れが1件、収支予算書の役務費について、 誤った積算額の記載が1件あったにもかかわらず、 申請書を収受し、各団体に補助金を交付していた。

補助金の交付に当たっては、申請書類の審査に慎重を期されたい。

(5)復命書による復命について(農業委員会事務局)

佐倉市服務規程第21条第2項には、同条同項ただし書きに規定する軽易な出張を除き、職員は、出張を終えて帰庁したときは、速やかに復命書により上司に復命しなければならないと規定されている。

しかし、令和元年7月2日に出張し作成した復命書

(2) 文書の収受について (農政課)

文書及び荷物は、直ちに開封して確認の上、文書の 余白に文書収受印を押印することを徹底し、佐倉市 文書管理規程に基づく適正な文書の取扱いに努めま す。

(3) 佐倉市地区集会所整備事業補助金交付事務について(自治人権推進課)

補助金交付にあたり、申請書類及び添付書類の慎 重な審査を徹底してまいります。

(4) 佐倉市地域介護予防活動支援事業補助金交付事務について(高齢者福祉課)

佐倉市補助金等の交付に関する規則及び佐倉市地域介護予防活動支援事業補助金交付要綱に基づき、申請書類の点検・チェック機能を強化し、適正な事務処理を徹底してまいります。

(5)復命書による復命について(農業委員会事務局)

今後、佐倉市服務規程を遵守し、適切な事務処理 を行ってまいります。 には、上司となる農業委員会会長の決裁がなされていなかった。

今後は、佐倉市服務規程を遵守し、出張した際の 復命書による復命を適切に実施されたい。

(6) 延滞金の減免について(収税課、健康保険課) 延滞金の取扱いを定めた「徴収事務執行基準」(収 税課)、及び「佐倉市後期高齢者医療保険料滞納整理 事務処理基準」(健康保険課)では、納期限を過ぎて 納付された場合の延滞金について、やむを得ない理 由があると認める場合は、延滞金のすべてを減免で きるかのような表現がされている。しかし、地方税 法上、延滞金の減免は、徴収猶予等に係るものは猶 予期間中に対応する延滞金を減免するなど、減免の 対象期間を限定している。現状においては、地方税 法に基づいた適切な運用がなされているが、当該基 準では、将来的に誤った運用がなされる危険があり、 違法な事務処理の温床となりかねないので、より分 かりやすく、また適切な運用を確保するため、諸法 令(地方税法等)を盛り込んだ基準となるよう見直 しを図られたい。

(7) 街中にぎわい推進事業補助金の補助対象経費 について(産業振興課)

補助金を交付するに際しては、補助金の交付の対象となる経費は、事業の目的を達するために必要な経費に限定されるべきである。

街中にぎわい推進事業補助金の対象事業のうち、にぎわい創出イベント開催事業及び商業団体の行う商店街及びコミュニティ(地域社会)活性化事業の補助対象経費について、広報、印刷費として新聞折り込み費や、普及啓発費として抽選会、福引等景品費が含まれている。

この点、これらの経費は実施団体の自助努力によって賄われるべきであり、事業目的を達するために必要な経費とは言い難い。この点については、平成29年度定期監査において監査委員から指摘しているところであるが、同年度末の街中にぎわい推進事業補助金交付要綱の改正においても、改善が見られなかったところである。同事業の目的を達するために必要な経費とは何かについて再度精査をし、同要綱の見直しを図られたい。

(8) 現金及び重要物品の管理について(根郷出張所、佐倉市民サービスセンター)

根郷出張所及び佐倉市民サービスセンターにおいて、現金及び公印等の重要な物品は、閉庁時には金

(6) 延滞金の減免について

(収税課)

徴収事務執行基準につきましては、より分かりやすい基準となるよう地方税法等の諸法令と整合性を図り、適切な運用を確保してまいります。

(健康保険課)

「佐倉市後期高齢者医療保険料滞納整理事務処理基準」につきましては、より分かりやすい基準となるよう地方税法等の諸法令と整合性を図り、適切な運用を確保してまいります。

(7) 街中にぎわい推進事業補助金の補助対象経費 について(産業振興課)

街中にぎわい推進事業補助金に関しましては、対象 事業のうち、にぎわい創出イベント開催事業及び商 業団体の行う商店街及びコミュニティ(地域社会) 活性化事業の補助対象経費につきまして、広報、印 刷費のうち新聞折り込み費、普及啓発費のうち抽選 会、福引等景品費を補助対象経費から除外するよう 交付要綱を改正いたします。

併せて、他の補助対象経費につきましても、補助 事業の目的達成に真に必要な経費か再度精査を行 い、必要に応じて要綱改正を行ってまいります。

(8) 現金及び重要物品の管理について(根郷出張所、佐倉市民サービスセンター)

現金及び重要物品を保管する金庫につきまして は、適切な管理を行ってまいります。 庫にて保管されている。

しかし、当該金庫の施錠が不十分な事例があった。 現金及び重要物品を保管する金庫については、適 切に管理されたい。

(9)滞納整理事務の適正化について(草ぶえの丘)滞納整理事務の適正化のため、管理台帳を作成し、滞納債権の回収に不備がないようにする必要がある。草ぶえの丘において、使用料の滞納繰越分を管理するための台帳が整備されていなかった。

速やかに、管理台帳を整備し、滞納整理事務の適正化を図られたい。

2 意見

(1) 市独自補助金における補助金交付要綱の補助対象経費について(自治人権推進課、社会福祉課、 農政課、産業振興課、児童青少年課、生涯スポーツ 課)

補助金を交付するに際しては、補助対象経費の範囲を曖昧にせず明確にすることが求められる。

各補助金交付要綱に規定する補助対象経費について、対象経費を列挙した最後に「等」、「など」と表記したり、「に要する経費」、「に関する事業」と包括的に表記したりするなど、補助対象経費に含みを持たせ、同要綱の規定だけでは、補助の対象となる範囲がはつきりと分からないものが見受けられた。

補助対象経費については、できる限り明確にするよう努められたい。

(9)滞納整理事務の適正化について(草ぶえの丘) 管理台帳を整備し、滞納整理事務の適正化に努め ております。

2 意見

(1) 市独自補助金における補助金交付要綱の補助 対象経費について

(自治人権推進課)

補助対象経費の範囲を明確にし、わかりやすくするよう努めてまいります。

(社会福祉課)

各補助金交付要綱に規定する補助対象経費について、対象経費を列挙した最後の「等」を削除して、 修正します。

補助対象経費は、補助対象事業に要する経費のうち、会議費、需用費、事業費、旅費、通信費、備品費、活動費、代参費となります。

(農政課)

農業振興に係る補助金について、農業者からの様々な創意工夫のある取組に対して柔軟に支援することから、明確にすることが困難となっておりますが、出来る限り明確化するように努めます。

(産業振興課)

産業振興部所管の市独自補助金における補助対象 経費の範囲につきましては、各補助金交付要綱上で、 対象経費を包括的に表記している部分があることか ら、補助の対象をできる限り明確にするよう検討し てまいります。

(児童青少年課、牛涯スポーツ課)

補助金交付要綱を改正して、補助対象経費の範囲 について、できる限り明確にするよう努めてまいり ます。

指 摘 事 項 等

(2) 企業誘致助成金について (産業振興課)

佐倉市企業誘致助成金については、企業の立地促進を図り、もって産業振興及び地元雇用の拡大に資することを趣旨としている。

企業の償却資産に係る助成については、佐倉市企業誘致助成金交付要綱(以下「助成金交付要綱」という。)及び佐倉市企業誘致指定企業の指定に関する要綱(以下「指定に関する要綱」という。)に基づき事務執行がなされている。

助成の対象となる企業の条件については、指定に関する要綱に規定があるが、様々な解釈の余地を残しており、明確ではない。

また、助成金交付要綱に規定する同助成金については、すでに操業が開始されている企業に対しても、最大で5年間にわたり償却資産に係る固定資産税の納付額を補助の対象となる経費としているが、償却資産に対する助成については、同助成金の趣旨である企業の立地促進に資する効果としては、限定的であると思われる。

上記助成については、現状の運用を踏まえ、必要に応じ、各要綱がより明確で分かりやすい規定となるよう見直しを図るとともに、企業の償却資産に対する助成制度については、生産性の向上や省力化、労働環境の改善、働き方改革の観点から、その在り方について、研究・検討されたい。

(3) 補助金実績報告書の記載内容について(自治人権推進課)

補助事業申請者に対し、補助金を利用した事業の目標・成果の意識付けの観点から、補助金実績報告書の記載内容については、申請者が自ら考え記載し、市に対して提出すべきである。

佐倉市地区集会所整備事業において、令和元年度 中に提出された3団体からの同事業実績報告書の目標・成果の欄が、いずれも同一の内容となっていた。 これは、記載内容について、申請者からの相談を受けた市の担当者が、記載内容を画一的に助言、指導していることに起因する。

同報告書の目標・成果欄の記載内容については、佐 倉市補助金等の交付に関する規則第13条の実績報 告及び同規則第14条の額の確定の趣旨を鑑み、各 申請者において、事業の目的・内容に沿った目標・ 成果を自主的に考え記載させるべきである。

同報告書の提出に当たり申請者から相談を受けた際の助言、指導の在り方を検討し、必要に応じ見直しを図られたい。

措置結果等

(2) 企業誘致助成金について (産業振興課)

佐倉市企業誘致助成金の助成対象となる企業の条件につきましては、各要綱がより明確で分かりやすい規定となるよう検討してまいります。

また、企業の増設に伴う償却資産に対する助成制度につきましては、生産性の向上や省力化、労働環境の改善、働き方改革の観点から、その在り方について、研究・検討を行ってまいります。

(3)補助金実績報告書の記載内容について(自治人権推進課)

補助金の目的や住民の負担感の均衡を図りなが ら、今後も適切な助言のあり方を検討してまいりま

指 摘 事 項 等

(4) 自治会、地域まちづくり協議会等に対する情報提供について(自治人権推進課)

地域自治の振興に当たっては、地域の各団体が主体的・自律的に事業実施できるような支援が求められている。

自治会、地域まちづくり協議会等における地域自治活動については、各地域の実情に応じ様々であるが、 役員の担い手不足や高齢化、加入率の減少といった 課題を抱えている。

各団体の活動が、より円滑に、また活発になるよう、積極的に先駆的な活動事例の情報提供に努められたい。

(5) 空き店舗の活用について(産業振興課)

佐倉市商店街空き店舗等出店促進補助金の交付件数については、例年、多くはない状況にある。同補助金については、商店街の空き店舗等の利用促進による商店街の活性化及び創業支援を目的とするものであるが、空き店舗については、地域の活性化を図るため、様々な用途への利活用が求められている。

空き店舗については、高齢者の居場所や子ども食堂、外国人を含めた地域住民の交流施設としての活用なども考えられるので、関係部署とも連携の上、多様な活用策について、検討されたい。

(6)観光イベント事業の効果測定について(産業 振興課)

市が実施する事業については、最少の経費で最大の 効果を挙げるようにしなければならないという地方 自治法の趣旨に鑑み、効果測定の実施が求められる。

観光イベント事業については、佐倉市への来訪のきっかけを作り出し、市内の産業振興に寄与することを目的として実施されている事業である。交流人口の目標については意識されているものの、観光イベント事業の実施に係る経済効果の測定はなされていない。より効果的な観光イベント事業の実施のため、経済効果に係る効果測定の実施について、検討されたい。

(7) 旅券発給事務の効率化について(市民課) 旅券の申請・交付事務については、平成31年1 月4日から、市において事業を開始した。

もっとも、かつて佐倉市内においては、県の印旛 地域振興事務所において旅券発給事務が行われてい たものが市に移譲されたものであり、市民に対する サービスという観点では大差がないにもかかわら ず、旅券発給事務について県から交付される事務処

措置結果等

(4) 自治会、地域まちづくり協議会等に対する情報提供について(自治人権推進課)

自治会等や地域まちづくり事業実施団体が主体 的・自律的に地域自治活動を行い、地域課題の解決 に取り組めるよう、情報提供や相談を図ってまいり ます。

(5) 空き店舗の活用について(産業振興課)

佐倉市商店街空き店舗等出店促進補助金につきましては、平成31年4月に対象者を拡大するよう要綱の改正を行い、利用促進に努めているところです。

空き店舗対策につきましては、引き続き、関係部署とも連携の上、地域の産業振興に資する活用策について、検討してまいります。

(6) 観光イベント事業の効果測定について(産業 振興課)

観光イベント事業につきましては、昨年度から主要なイベントについて来訪者へのアンケートを通じ、観光消費額の把握に努めておりますが、今後は、国や県等で行われている経済効果に係る効果測定の事例を調査しながら、実施について検討してまいります。

(7) 旅券発給事務の効率化について(市民課) 事務の効率化を図るなどして、職員人件費の削減 に努めてまいります。

指 摘 事 項 等

措置結果等

理特例交付金では、同事務に要する経費の全額を賄うことができず、職員人件費については、市からの持ち出しとなっている。

市の財政的負担が、これ以上増大することのないよう、事務の効率化に努められたい。

(8) 台風被害からの復旧・復興について(草ぶえの丘、農政課)

ア 草ぶえの丘は、都市と農村が共存する佐倉市 における自然・農業体験施設として重要である。

もっとも、先の台風15号、19号、及び21号による強風、豪雨災害により、多くの設備及び立木に大きな被害が生じている状況にある。

利用者の期待に応えられるよう、復旧には万全を期されたい。

イ 先の台風15号等において、監査実施時点 (令和元年10月30日時点)で300件を超える 農業被害が確認されており、今後、さらに被害が把 握される可能性もある。

佐倉市の農業は、地域の産業振興にとって大きな柱であることから、速やかな被害状況の把握及び農業者への復興支援を徹底されたい。

(9) 草ぶえの丘の管理について(農政課)

草ぶえの丘については、周辺施設との連携による 回遊性の向上や施設運営の効率化が求められている が、特段、周辺施設との連携事業は実施されておら ず、また、草ぶえの丘の各種イベントの実施に伴い 職員の時間外勤務が増加している。

草ぶえの丘の管理運営の在り方については、印旛 沼サンセットヒルズなど周辺施設との回遊性の推進 等による市民サービスの向上、及び人件費等維持管 理経費の節減の観点から、引き続き検討されたい。

(8) 台風被害からの復旧・復興について (草ぶえの丘)

ア 現在、来園者の利用に支障がない程度には復旧を果たしているところですが、さらに万全の整備を進めてまいります。

(農政課)

イ 早急に被害状況を確認し、農業者の営農再開 に向けて、国、県の災害復旧制度を活用し支援して まいります。

(9) 草ぶえの丘の管理について(農政課)

草ぶえの丘の管理運営については、印旛沼サンセットヒルズなど周辺施設との回遊性の推進等により集客を図るとともに、管理運営のノウハウを持つ民間企業への委託等も検討してまいります。